

生食輸発0427第2号
平成28年4月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号（最終改正：平成28年4月26日付け生食輸発0426第2号）により実施しているところです。

今般、*Kudoa seputempunctata*の検査法が改正されたため、当該通知の別添を下記のとおり改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

「IV 病原微生物のモニタリング検査実施要領」の「IV-2 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオ以外の検査」中、
2 検査方法、(2) 試験方法の

〔キ. *Kudoa septempunctata*

「*Kudoa septempunctata*の検査法について（暫定版）」（平成23年7月11日付け食安監発0711第1号）により試験を実施する。 〓

を

〔キ. *Kudoa septempunctata*

「*Kudoa septempunctata*の検査法について」（平成28年4月27日付け生食監発0427第3号）により試験を実施する。 〓

に改める。